

# 高島市空き家紹介システムの概要

## 1. 目的

市内の空き家を有効に活用し、次の2点の達成を目的としています。

- ① 高島市内への移住・定住を促進する。
- ② 地域の環境保全と良好なコミュニティの形成に資する。

## 2. 高島市空き家紹介システムの基本方針

### (1) 空き家紹介システムとは

市に登録した者（物件登録者・利用希望者・物件媒介業者）から必要な情報を収集し、提供するための仕組みです。登録された者同士が交渉等を行う安心感と信頼関係によって空き家利用の促進を図り、目的を達成しようとする狙いがあります。

なお、登録した物件の交渉や契約等については、当事者または媒介業者によって実施することとし、その費用等についても通常の取引の例によります。

### (2) 空き家の登録

#### ①登録の方法

所有者からの申請に基づき、空き家調査員による調査を経て適当な物件を登録します。なお、登録した物件は、登録者の申し出により抹消することができます。

#### ②登録の期限

登録の日から2年間です。ただし、期限満了に伴い、登録者から延長の申し出があった場合は登録期限の延長を行います。

#### ③その他

登録の申し出のあった物件は、市の空き家調査員による1次調査と建築の専門家を加えた2次調査を行い、定住するうえでの重要事項等を把握して利用希望者に情報提供します。

### (3) 利用者

利用者登録の要件は、高島市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとするとしており、現在市に移住相談等を行っている者のうち、本人からの申請に基づき要件を満たす方が登録されます。

### (4) 物件の媒介を行う者

市内に本社・営業所を有する不動産業者のうち、市に協力事業者の申込があった業者を登録します。取引にかかる媒介は当該業者が行い、その報酬額は、宅地建物取引業法等に規定される額の範囲内となります。

# 高島市空き家紹介システムのしくみ

